

カルタヘナ法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号))に基づき、生物多様性影響が生ずるおそれがないものとして環境大臣及び農林水産大臣が第一種使用規程を承認した遺伝子組換え樹木は以下のとおりです。

カルタヘナ法に基づき第一種使用規程を承認した遺伝子組換え樹木一覧(承認順)

(2025年7月18日現在)

	番号	名称及び承認取得者	第一種使用等の 主な内容	承認日
ギンドロ	1	高セルロース含量ギンドロtrg300-1 (<i>AaXEG2</i> , <i>Populus alba</i> L.)【国立研究開発法人森林総合研究所】	隔離ほ場での 試験等	2007年3月22日 (使用期間:2007.3.22～ 2011.12.31)
	2	高セルロース含量ギンドロtrg300-2 (<i>AaXEG2</i> , <i>Populus alba</i> L.)【国立研究開発法人森林総合研究所】	隔離ほ場での 試験等	2007年3月22日 (使用期間:2007.3.22～ 2011.12.31)
1	2		2	

注：表の最下欄の値は、各項目の合計件数を示すものです。

参考：承認した遺伝子組換え樹木に係る第一種使用規程承認申請書、生物多様性影響評価書の概要、学識経験者の意見等については、バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)のLMO関連情報(<https://www.biodic.go.jp/bch/lmo/OpenSearch.do>)から検索できます。